

平成26年
横浜市 の 事業所

(平成26年経済センサス-基礎調査結果報告)

横浜市政策局総務部統計情報課

ま え が き

この「横浜市の事業所」（平成26年経済センサス-基礎調査結果報告）は、平成26年7月1日現在で総務省統計局の所管により実施された平成26年経済センサス-基礎調査の調査結果のうち、横浜市分を収録したものです。

経済センサス-基礎調査は、個人経営の農林漁家等を除く、全国全ての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数など、事業活動及び企業活動の基本となる事項について調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として、今回、第2回目として実施されました。

この報告書が、横浜市における産業構造の基礎資料として広く御活用いただければ幸いです。

おわりに、今回の調査の実施に際して御協力いただきました各事業所・企業各位並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成28年10月

横浜市政策局総務部統計情報課

目 次

調査の概要

平成26年経済センサス-基礎調査の概要	・・・	1
用語の解説	・・・	2
利用上の注意	・・・	6

結果の概要

1 概況－民営及び国、地方公共団体	・・・	11
2 産業大分類別の状況－民営及び国、地方公共団体	・・・	12
3 経営組織別の状況－民営	・・・	16
4 従業上の地位別の状況－民営	・・・	18
5 従業者規模別の状況－民営	・・・	21
6 行政区別の状況－民営及び国、地方公共団体	・・・	24
7 企業等の状況－外国の会社を除く	・・・	30
8 大都市の状況－民営及び国、地方公共団体	・・・	36

統計表Ⅰ（事業所に関する集計）

第1表 事業所数及び従業者数（産業大分類別、従業者規模別、行政区別） －民営及び国、地方公共団体	・・・	44
第2表 行政区別、産業大分類別事業所数及び従業者数 －民営及び国、地方公共団体	・・・	46
第3表 産業小分類別、従業者規模別事業所数及び地位別従業者数 －民営及び国、地方公共団体	・・・	58
第4表 産業小分類別、行政区別事業所数及び従業者数 －民営及び国、地方公共団体	・・・	84
第5表 産業中分類別、従業者規模別事業所数及び従業者数 －民営及び国、地方公共団体	・・・	214
第6表 産業中分類別、開設時期別事業所数及び従業者数 －民営	・・・	226
第7表 産業小分類別、単独・本所・支所別事業所数、従業者数及び 売上（収入）金額－民営	・・・	230

統計表Ⅱ（企業に関する集計） ※外国の会社を除く

第8表 企業産業中分類別、資本金階級別企業数及び常用雇用者数 －会社のうち単独事業所、本所	・・・	258
第9表 企業産業中分類別、外国資本比率階級別企業数 －会社のうち単独事業所、本所	・・・	266

第10表	企業産業中分類別、親会社・子会社の有無別、持株会社か否か別企業数 －会社のうち単独事業所、本所	・・・ 268
第11表	企業産業中分類別本所数、支所数及び会社全体の常用雇用者数 －会社のうち本所	・・・ 272
第12表	行政区別、外国資本比率階級別企業数 －会社のうち単独事業所、本所	・・・ 274
第13表	行政区別本所数、支所数及び会社全体の常用雇用者数 －会社のうち本所	・・・ 274
第14表	企業産業大分類別、単一・複数別企業等数、事業所数、従業者数 及び売上(収入)金額等－企業等(個人経営、法人)	・・・ 275

統計表Ⅲ（町別に関する集計）

第15表 町別、産業大分類別事業所数及び従業者数－民営及び国、地方公共団体

鶴見区	・・・ 278	金沢区	・・・ 406
神奈川区	・・・ 294	港北区	・・・ 422
西区	・・・ 310	緑区	・・・ 438
中区	・・・ 318	青葉区	・・・ 454
南区	・・・ 334	都筑区	・・・ 470
港南区	・・・ 350	戸塚区	・・・ 486
保土ヶ谷区	・・・ 366	栄区	・・・ 494
旭区	・・・ 374	泉区	・・・ 502
磯子区	・・・ 390	瀬谷区	・・・ 510

付録1

平成26年経済センサス-基礎調査 産業分類表

付録2

甲調査票A

甲調査票B

甲調査票C（企業調査票）

甲調査票C（事業所調査票）

乙調査票

調査の概要

平成 26 年経済センサス-基礎調査の概要

1 調査の目的

経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域的に明らかにするとともに、各種統計調査の実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的としています。

2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、経済センサス-基礎調査規則（平成 20 年総務省令第 125 号）により実施されたものです。

3 調査の期日

平成 26 年 7 月 1 日現在

今回の調査は、経済産業省所管の商業統計調査と一体的に実施されました。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）が対象です。

- (1) 日本標準産業分類大分類 A－農業、林業に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- (3) 日本標準産業分類大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- (4) 日本標準産業分類大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

5 調査の種類及び調査事項

経済センサス-基礎調査は「甲調査」及び「乙調査」に分けて実施されました。

- (1) 甲調査（調査事項は別掲様式参照）
民営の事業所を対象とした全数調査
- (2) 乙調査（調査事項は別掲様式参照）
国、地方公共団体の事業所を対象とした全数調査

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

○ 出向・派遣従業員のみの事業所

当該事業所に属する従業員が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2 経営組織

(1) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

(2) 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

ア 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

○ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登録したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

○ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

ウ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

3 従業者

平成 26 年 7 月 1 日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者として

(1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成 26 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている人をいう。

ア 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

イ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

(5) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

4 他からの出向・派遣従業者

民営事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

5 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については、小分類項目を分割したのもも小分類としている。

6 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

7 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。

8 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

9 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

10 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

11 外国資本比率

発行株式総数又は出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合をいう。

12 単独・本所・支所の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所（企業）をいう。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。

本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

13 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、以下の2つに区分している。

(1) 単一事業所企業

単独事業所の企業をいう。

(2) 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう。

14 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業，保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は、経常収益としている。

15 親会社・子会社

(1) 親会社

当該会社の議決権を、50%を超えて直接所有している会社をいう。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とする。

(2) 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいう。

また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も含む。

ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含む。

16 持株会社

会社の総資産に対する子会社の株式の取得価額の合計が50%を超える会社をいう。

(1) 事業持株会社

自らも事業を行い、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社をいう。

(2) 純粋持株会社

自らは独自に事業を行わず、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社をいう。なお、金融持株会社は純粋持株会社に含まれる。

利用上の注意

- 1 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行いました。
 - (1) 日本標準産業分類大分類A－農業、林業に属する個人経営の事業所
 - (2) 日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
 - (3) 日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
 - (4) 日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所
- 2 この報告書の数値は、事業内容等が不詳の事業所を除いています。また、本市独自集計のため、総務省統計局から公表されているものと相違する場合があります。
- 3 売上（収入）金額は平成25年1年間、経営組織、従業者数等の売上（収入）金額以外の事項は平成26年7月1日現在の数値です。
- 4 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、全産業に係る集計は企業等に関する集計で行っています。

「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業、郵便業」、「J 金融業、保険業」、「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」、「81 学校教育」、「86 郵便局」、「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」

- 5 売上（収入）金額については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を集計対象としています。
- 6 単位未満の数値は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
- 7 統計表の「年平均増減率」は次の式により計算しています。
なお、Nは当該調査年から前回調査年までの年数です。

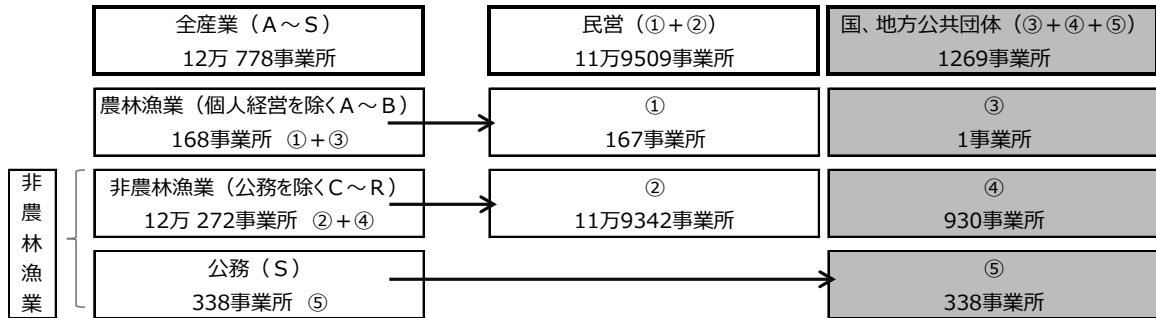
$$\left[\sqrt[N]{\frac{\text{当該調査年の数値}}{\text{前年調査年の数値}}} - 1 \right] \times 100(\%)$$

- 8 統計表中の符号の用法は次のとおりです。
 - 「－」 … 該当数値のないもの
 - 「0」、「0.0」 … 端数四捨五入による単位未満のもの
 - 「…」 … 該当数値が不詳又は不明であるもの
 - 「X」 … 1又は2の事業所（企業等）に関する数値であるため、これをこのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。また、3以上の事業所（企業等）に関する数値でも、秘

匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は併せて「X」としています。

9 事業所の数値のとらえ方

国、地方公共団体の事業所の中には、S公務（国家公務と地方公務）に分類される事業所（⑤）と、一般の産業に分類される事業所（③、④）があります。



10 その他留意事項

経済センサス-基礎調査は、平成21年から創設された調査です。これまでの「事業所・企業統計調査」や「商業統計調査」、「工業統計調査」とは調査手法が次の点において異なることから、その差数が全て増加・減少を示すものではありません。

- 商業・法人登記等の行政記録の活用
- 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において当該本社等の事業主が当該支所等の分を一括して報告する「本社一括調査」の導入

